

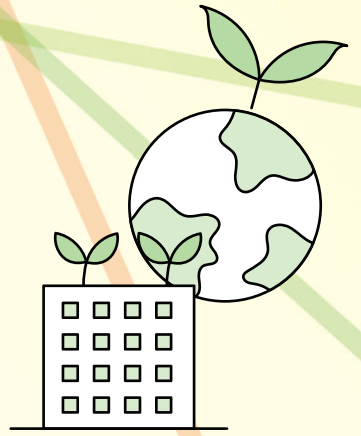


特集

合法伐採木材等の流通 及び利用の促進に関する法律 を改正しました

～違法伐採対策の取組を更に強化します～

令和5年4月26日、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法）」の一部を改正する法律」が成立しました。今回の改正では、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、川上・水際の木材関連事業者に対し、譲受け等をする木材等について、合法性の確認等を義務付ける等の措置を創設しました。本稿では、クリーンウッド法のこれまでの経緯を振り返りつつ、改正内容を紹介します。



はじめに

違法伐採及び違法伐採木材の流通は、地球温暖化の防止等森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるほか、木材市場における公正な取引を書けるおそれがあります。

平成17年のグリーンイীগルスサミット等において違法伐採問題への対応の機運が高まり、各国で関連法の制定が進められました。我が国においても、平成18年から、政府調達において合法性が確認された木材の調達が行われることとなりました。その後、平成28年の伊勢志摩サミットに向けて更なる対応を発信すべく、政府調達に限らず合法性が確認された木材の利用を促進するための議論が活発に行われ、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）が平成28年に議員立法として成立し、翌29年5月に施行されました。



クリーンウッド法の附則において「政府は、施行後5年を目途として、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずること」とされていることから、共管省庁である農林水産省・経済産業省・国土交通省は、施行状況の把握・分析を行うとともに、後述の学

術経験者や業界関係者を委員とする検討会などを通じて関係者との議論・調整等を重ね、令和4年12月に見直しの方向をとりまとめました。

この見直しの方向を踏まえ、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律が、4月26日に成立し、5月8日に公布されました。なお、施行期日については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されており、今後定める予定です。

現行クリーンウッド法の概要

現行のクリーンウッド法は、事業者に対し、木材等を利用するに当たっては、「合法伐採木材等」を利用するよう努めなければならないとの努力義務を課しています。

具体的には、木材関連事業者の「取り組むべき措置」として、

① 取り扱う木材等に対し、合法性の確認（デュー・デリジェンス、DD）等を行うこと（具体的には、木材等の譲受け先から伐採届等入手し、必要に応じてそれ以外の合法性に関する情報等を踏まえながら、取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認をする。）

② 当該木材等を譲り渡すときには合法性の確認の結果（合法性が確認できたか否かの別）を譲渡し先に伝達すること

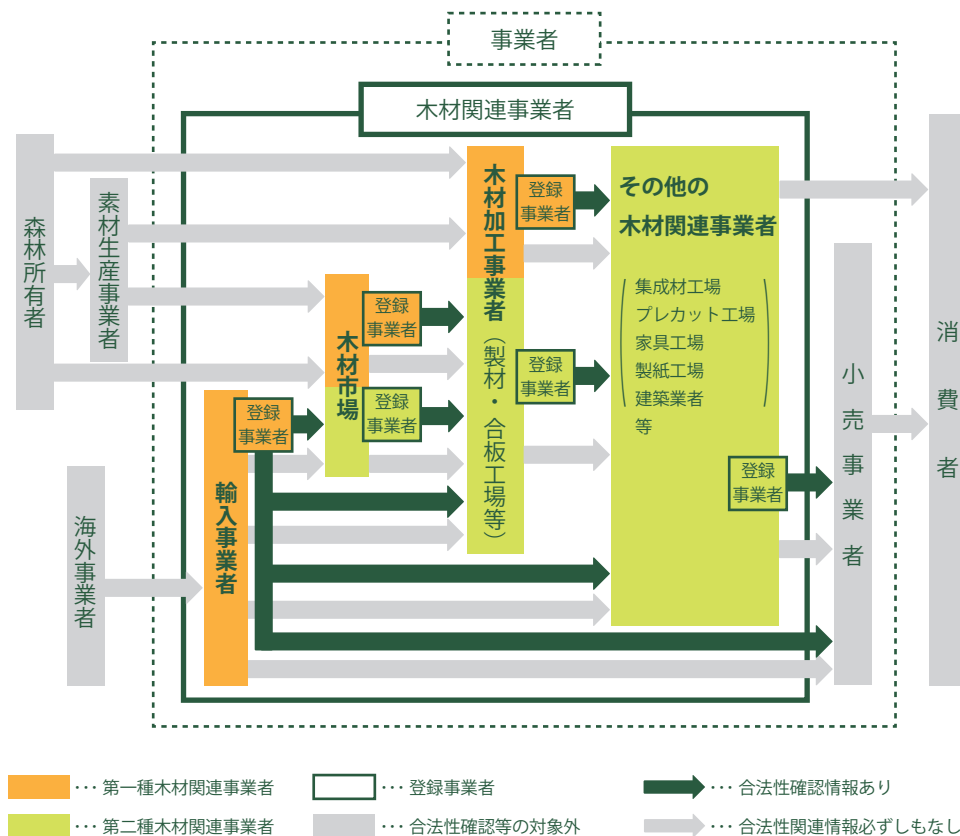
等を求めています。

こうした「取り組むべき措置」を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、第三者機関である登録実施機関の登録を受けることができ、「登録木材関連事業者」の名称を使用することができることとしています。

なお、「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、販売をする



(参考1) 現行法のクリーンウッド法対象事業者



事業者（ただし、小売事業者は除く。）及び建築等木材を利用する事業者をい、国内市場における流通の最も川上・水際にいる者を「第一種木材関連事業者」、それ以外を「第二種木材関連事業者」と分類しています（参考1）。また、「木材等」は、木材だけでは

なく家具・紙等の木材製品を含みます。林野庁においては、木材関連事業者による合法性の確認を促進するため、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

クリーンウッド法の施行状況

を開設し、クリーンウッド法の概要や主要な木材輸出国等の木材の伐採に関する法令情報等を提供してきました。また、関係団体の協力を得て、木材関連事業者を対象とした登録促進セミナー等の開催に加え、消費者を含めた普及啓発の取組を実施してきました。これらの甲斐もあり、令和3年に実施したアンケート調査によると、木材関連事業者の約9割がクリーンウッド法を認知しており、約7割が「木材等」を販売する際に合法性を担保することが重要」と回答しています。

一方、第一種木材関連事業者に対するアンケート調査によると、取り扱う木材の全量について合法性を確認できたとする者が約6割にとどまるとともに、その確認方法については伐採届等の行政書類を用いるものから独自の方法まで多様となっています。

また、登録木材関連事業者（第一種）により合法性が確認された木材の量の木材総需要量に対する割合は27%（平成30年度）から44%（令和3年度）に上昇しており、登録木材関連事業者の取り扱う木材のうち合法性が確認された木材の割合は、第一種で96%、第二種で92%（令和3年度）と、積極的に合法伐採木材を取り扱う傾向がみられます。一方、登録木材関連事業者の登録件数は、補助事業における加点点等の優遇措置を講じたこともあり、増加傾向にあります。令和5年3月末現在で未だ609件と一部の事業者にとどまっており、近年その伸びは鈍化しています。



クリーンウッド・ナビ
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>



違法伐採対策に関する各国の動向

国際的な状況をみると、深刻化する地球規模の環境問題への注目が高まる中、近年のG7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等において、違法伐採も話題となっています。

各国においても、違法伐採対策に関する法令を制定又は改正する動きが見られ、我が国としてもより積極的に違

法伐採対策を講ずる必要性が高まっています（参考2）。

本年4月のG7気候・エネルギー環境大臣会合でも、その成果文書において、違法伐採対策を含む持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットする旨、とりまとめられたところであり、G7サミットの成果文書でも持続可能な木材利用の重要性が共有されました。

(参考2) 主要国の違法伐採対策

EU	<ul style="list-style-type: none"> EU市場における最初の木材の取扱者を対象 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
豪州	<ul style="list-style-type: none"> 木材輸入業者、国産丸太加工業者を対象 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を輸入又は加工した場合に罰則あり
米国	<ul style="list-style-type: none"> 木材の輸出入、売買を行う全ての者を対象 違法伐採木材を取り扱わないよう十分な注意義務を課す 違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 木材輸入業者を対象 木材の合法性証明書類を提出しなければ輸入を禁止
中国	<ul style="list-style-type: none"> 2020年の森林法改正により違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置し、その詳細である施行規則を検討中
NZ	<ul style="list-style-type: none"> これまで法制度はなかったが、新たに合法性を担保する制度の導入を検討中

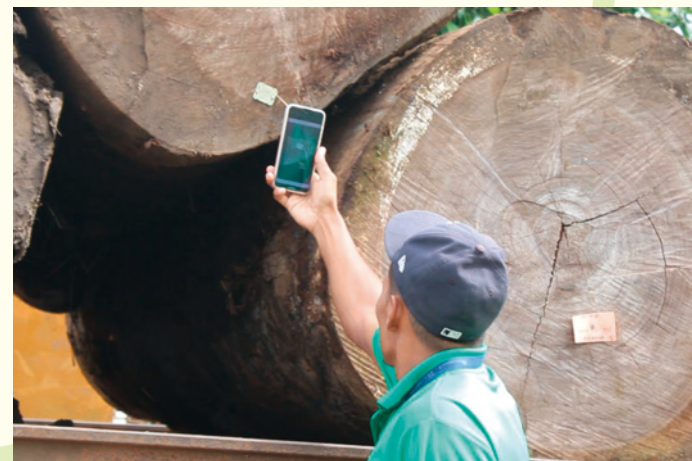
「クリーンウッド法の5年後見直しの方向」のとりまとめ

林野庁では、学識経験者や業界の関係者に委員として参加いただいた検討会が令和4年4月に整理した「中間とりまとめ」（詳細は本誌令和4年4月号特集をご覧ください。）を基に、制度の共管省庁である経済産業省及び国土交通省と連携し、関係者の意見等も聴きつつ、検討・調整を進め、同年12月に、「クリーンウッド法の5年後見直しの方向」をとりまとめ、公表しました。その概要は、次のとおりです。

- 違法伐採の根絶は世界の潮流であり、令和5年のG7サミットに向け、違法伐採問題に厳正に対処し、合法伐採木材等のみが流通する世界にしていく。

- 一方、我が国の木材自給率が50%に満たず、また、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材等が全体の40%といった状況を踏まえ、木材等の安定供給に支障をきたすことのないようにする必要があるため、ロードマップを策定し、国産材の供給拡大等の取組を進めつつ、違法伐採対策の強化に取り組む。

- このため、川上・水際の木材関連事業者が合法性確認等（デュー・デ



- リジェンス）に確実に取り組むよう義務付けるとともに、違法伐採木材は取り扱わないことを明確にすること等とし、必要な法律改正案を令和5年の通常国会に提出する。

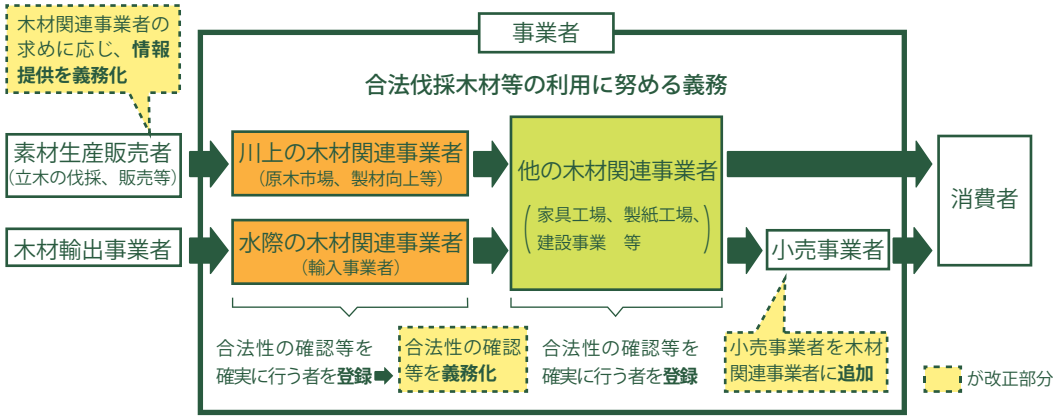
- 改正法は一定の周知期間を設けた上で施行し、施行後3年を目標に、木材関連事業者による合法性確認等の実施状況及び合法伐採木材等の流通等の状況を踏まえ、検証する。

これらのほか、見直しの方向では、木材関連事業者の合法性確認、合法伐採木材の安定供給、事業者の負担軽減、消費者等の理解の醸成及び事業者のメリット、政府による実施状況の把握といった観点を含めとりまとめを行っています。

クリーンウッド法改正の概要

この「クリーンウッド法の5年後見直しの方角」も踏まえ、クリーンウッド法の改正を行いました。改正の主な内容は以下のとおりです（参考3）。

(参考3) 法改正の主な内容



- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、合法性の確認等、記録の作成・保存及び情報の伝達をしなければならない。
- 木材関連事業者による合法性の確認等が円滑に行われるよう、素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、原材料情報等の情報を提供しなければならない。
- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加する。
- ①及び②に関し、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等を措置する。
- 木材関連事業者が①のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等を明確化する。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付け及び関係行政機関の長等に対する協力要請を措置する。

おわりに

- 今回のクリーンウッド法改正は、川上・水際の木材関連事業者に合法性の確認等の義務付けを行い、違法伐採対策の取組を強化するものですが、国内の木材需要に対する木材の安定供給や、木材流通に関わる事業者負担への配慮も欠かせません。このため林野庁では、関係者の皆様と連携しながら、
- 合法性の確認の具体的な手続や方法をまとめた分かりやすいフローチャートやチェックリストの作成
 - 事業者向けの説明会や研修会の開催、相談受付体制の強化
 - 合法性の確認等に係る情報の受け渡しや記録の保存等を電子的に行える使いやすいシステム構築

といった取組を検討してまいります。また、クリーンウッド法は木材を扱う事業者の取組だけでなく、消費者を含めた木材流通に関わるすべての関係者が木材の合法性に関心を持つことで実効性が高まるため、より一層普及啓発にも取り組んでまいります。

今回の見直しにより、合法性が確認された木材が広く一般に流通し、木材を安心して利用していただくことができ、需要が更に拡大することが期待されます。木材関連事業者の皆様はもとより、森林・林業関係者、流通関係者、消費者等広く国民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



展示会でクリーンウッドをPR

